

外国人材を雇用している・雇用を検討中の

事業者の皆さまへ

1 高知県外国人材雇用相談窓口「ふおれこ」



■対象:外国人材の雇用を検討中、または雇用中の県内事業者など

■相談対応者:高知県行政書士会

相談
内容

- 技能実習制度(育成就労制度含む)や特定技能制度、在留資格に関すること。
- 県内監理団体等の紹介も行います。



相談料

無料

(行政機関への申請書類の代行などを行う場合は有料)

☎電話による相談

TEL.088-802-2343
(高知県行政書士会)

※「外国人材に関する相談」とお伝えください
※受付日時:平日 9:00~16:00



✉メールによる相談

info@kochi-gyosei.jp
(高知県行政書士会)

※件名:外国人材に関する相談
※事業者名、担当者名、電話番号を記載してください



詳しくはこちら

2 こうち外国人材優良サポート事業者認証制度

制度の
概要

外国人材が「暮らしやすい」、「働きやすい」、「学びやすい」環境づくりを進めるため、積極的な取り組みを行う事業者を認証する制度



申請
期間

令和8年**5月1日**~**12月31日**

認証の
メリット

- 事業者のイメージアップ
県のホームページへの掲載
- 裏面4の補助率アップ
- 認証マークの付与
(企業のPRにご活用ください。)



詳しくはこちら

高知でかなえる、あなたの未来。

外国人材活躍ポータル

Your Bright Future in Kochi



これらの情報は、
こちらの
ポータルサイトを
ご覧ください!



お問い合わせ先

高知県 商工労働部 商工政策課 外国人材受入推進室

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL:088-823-9643

E-mail:151401@ken.pref.kochi.lg.jp

3 技能実習生等受入支援事業費補助金

R8新

補助対象
事業者

- 過去に技能実習生や特定技能外国人の受入れ実績がない事業者
- 県が人材交流に関する覚書(MOU)を締結した地域※の送り出し機関から初めて受け入れる事業者
※要件のうち、いずれかに該当する場合に補助対象となります。
※県が人材交流に関する覚書(MOU)を締結した地域・・・ベトナム:ラムドン省 インド:タミル・ナド州及びナガランド州

補助金額
(定額補助)

- 技能実習生: **15万円**/人 ■特定技能外国人: **9万円**/人
- 1事業者2人まで申請可能(在留資格ごとに2名迄ではありません)

交付申請
期限等

- 交付申請期限: **就労開始の14日前まで**
- 実績報告期限: **就労開始後30日以内**、または **令和9年2月末日のいずれか早い日**



詳しくはこちら

4 外国人材受入環境整備事業費補助金(スキルアップ支援)

補助対象
経費

- 技能を向上させるための訓練(講師を派遣する費用も補助対象)に係る経費
- 技能を向上させるための試験に係る経費 **新**特定技能2号試験や特定技能外国人が受験する日本語試験も補助対象
- 日本語習得のための講習受講経費 など

補助率
等

- 補助率: 1/3 ■補助限度額: **3万円**/人、**100万円**/事業者
- 交付申請期限: **補助事業に着手する14日前まで**



詳しくはこちら

5 高度外国人材雇用促進事業費補助金(インターンシップ支援)

R8新

補助対象
事業者

- ★**県と高知県中小企業団体中央会では、インターンシップのサポートを行っています。**
- 県内高等教育機関の協定締結大学、県が人材交流に関する覚書(MOU)を締結した地域※の大学からインターンシップを受け入れる企業
※県が人材交流に関する覚書(MOU)を締結した地域・・・ベトナム:ラムドン省 インド:タミル・ナド州及びナガランド州

補助対象
経費
補助率等

- 渡航費(航空券代のみ): 1/2(補助上限額:5万円)
- 在留資格申請代行手数料: 1/2(補助上限額:5万円)
- 住居の賃借料: 1/2(補助上限額:2.5万円/月×3か月)



詳しくはこちら

6-1 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金

R8新

補助対象
事業者

- 賃金を支払っている従業員がいる
県内中堅企業や中小企業、個人事業主など
(農林水産事業者、医療法人、社会福祉法人、監理団体も利用可)

補助
要件

- 賃上げ等の事業計画の策定
- 「こうち男性育休推進企業」への登録 等

補助対象
経費

- 生産性の向上や販路拡大など様々な取り組みを支援
※外国人材を雇用する(予定含む)事業者: 技能実習生等の住宅の新設・改修、高度外国人材採用手数料 等



詳しくはこちら

6-2 賃金向上環境整備事業費補助金

R8新

補助対象
事業者

- 令和8年度に6-1の補助金等*のいずれかの交付決定を受けている者
※6-1の他、業務改善助成金(労働局)やデジタル化・AI導入補助金(中小企業庁)

補助
金額

- 従業員1人あたり **10万円**
- 上限額: 1事業者あたり **1,000万円** (交付決定を受けた補助金の自己負担額)
※交付決定を受けた補助金の自己負担額が100万円未満の場合: 10万円×従業員数



詳しくはこちら